

須坂市ブロック塀等改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、その所有者が行う道路及び市有施設の隣地境界に面するブロック塀等の撤去又は改修を実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、須坂市補助金等交付規則（昭和47年規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条に規定する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀その他これらに類する塀をいう。
- (3) 市内施工業者 市内の個人事業者又は市内に本店を若しくは営業所等（市に法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。）を置く法人事業者をいう。
- (4) 撤去 ブロック塀等の全てを撤去すること又は高さを下げるなど、その一部を取り除き安全な塀（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第61条及び第62条の8の規定に適合するもの）に改善する撤去工事をいう。
- (5) 改修 ブロック塀等の撤去後に引き続き撤去相当分の距離を軽量なフェンス等を設置すること又は控壁を設置するなど、倒壊防止措置を行い安全な塀（建築基準法施行令第61条及び第62条の8の規定に適合するもの）に改善する改修工事をいう。

(交付対象者)

第3 第1に規定する補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等の所有者又は市長がこれに準ずる者として認めるものであって、当該ブロック塀等を撤去又は改修する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 国、県又は市の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていない者
- (4) 過去に須坂市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成23年告示第 103号）に基づく塀工事補助金の交付を受けていない者

2 同一敷地及び同一申請者への補助金の交付は、1回限りとする。

(経費及び補助額)

第4 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助額
危険なブロック塀等の撤去又は改修に要する費用とし、市内施工業者に発注して実施する20万円以上のブロック塀等改修工事とする。	10分の2以内の額。ただし、10万円を限度とする。

2 前項の補助額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、須坂市ブロック塀等改修事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 現況写真
- (3) ブロック塀等の撤去又は改修箇所がわかる平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定書)

第6 規則第6条に規定する決定書は、須坂市ブロック塀等改修事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(申請内容の変更等)

第7 補助事業者は、申請の内容を変更しようとするときは、須坂市ブロック塀等改修事業補助金変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、須坂市ブロック塀等改修事業変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助事業者は、ブロック塀等改修工事を中止又は廃止しようとするときは、須坂市ブロック塀等改修事業中止等届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9 規則第12条に規定する実績報告書は、須坂市ブロック塀等改修事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 規則第12条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約書及び領収書の写し
- (2) 対象事業箇所の施工中及び施工後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、ブロック塀等改修工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定通知書)

第10 規則第13条に規定する確定通知は、須坂市ブロック塀等改修事業補助金確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第11 補助事業者は、第10の通知を受けた日から起算して10日以内に須坂市ブロック塀等改修事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。